

徳島県行政書士会会則施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、徳島県行政書士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(印 鑑 届)

第2条 会則第11条に規定する印鑑届は、別記様式第1号（個人会員用）又は第1号の2（法人会員用）とする。

(会員台帳)

第3条 会員台帳は、日本行政書士会連合会から送付される行政書士名簿の副本を用いるものとし、これを編綴して整備するものとする。

2 会員台帳の記載事項に変更を生じたときは、その旨を記載するものとする。

3 登録抹消により会員でなくなった者の会員台帳は、会員台帳綴から除くものとする。

(会 員 証)

第4条 会則第13条に規定する会員証は、別紙第1（個人会員用）又は第1の2（法人会員用）によるものとする。

2 前項の会員証を紛失又は毀損したときは、別記様式第2号による会員証再交付申請書を本会に提出し、再交付を受けなければならない。

3 会員は、その資格を喪失したときは、すみやかに会員証を返還しなければならない。

(懲戒処分の届出)

第4条の2 会則第49条の2に規定する懲戒処分を受けたときの届出は、別記様式第3号（個人会員用）又は第3号の2（法人会員用）によるものとする。

(会費の納入方法)

第5条 会費は、1か年分の額を当該年度4月30日までに納めなければならない。ただし、年度の途中において入会又は退会する場合の額は、月割額とする。

(表札の掲示等)

第6条 行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士を除く個人会員及び法人会員は、事務所に行政書士の事務所であることを明らかにした表札を掲示しなければならない。

2 前項に規定する会員が、法第14条又は法第14条の2の規定により、業務の停止又は業務の全部の停止の処分を受けたときは、その停止期間中は、前項の表札を撤去しておかなくてはならない。

(会費の延納減免の措置の方法等)

第6条の2 会則第16条の規定により、理事会の議決によって会費の延納が認められた場合に、その会員は、その認められた期間の終了後、速やかに当該会費を納入しなければならない。

2 理事会の議決により、会費の減額又は免除が認められた場合には、当該会員に対し、減額又は免除の事由が発生した月の翌月から次に定める月までの月数に相当する額を還付する。

一 理事会が認めた期間が当該年度内となる場合は、その期間の終了する月。

二 理事会が認めた期間が当該年度をこえる場合は、当該年度の終了する月。

3 会費の延納等を認める期間は、事由数を問

わず、それぞれの期間を通算し2年を限度とする。

4 前各号の規定は、当該年度の会費を第5条に定める期限までに納入している会員を対象とする。

(停止される会員の権利)

第6条の3 会則第48条の2第1項第二号から第四号に規定する停止される会員の権利は、次のとおりとする。

- 一 役員を選任に関する権利（ただし、法人会員にはこれを適用しない。）
- 二 会議及び講演会並びに講習会等に出席する権利
- 三 事務所、施設等を使用する権利
- 四 文書の送付を受け、用紙及び図書並びに物品の幹旋、頒布を受ける権利
- 五 表彰規程及び慶弔規程並びに共済に基づく金銭等の給付を受ける権利

(補 則)

第7条 本会の業務執行上必要な規程等は理事会において定める。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、総会の決議による。

(施行期日)

第9条 この規則は、平成6年5月14日から施行する。

附 則
この規則は、昭和53年5月23日から施行する。

附 則
この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成3年5月11日から施行する。

附 則
この規則は、平成4年5月9日から施行する。

附 則
この規則は、平成6年5月14日から施行する。

附 則
この規則は、平成12年6月16日から施行する。

附 則
この規則は、平成15年5月17日から施行する。

附 則
(施行期日)

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

第6条の2の規定は、現に会則第16条の規定により会費の延納等の申出を行っている会員を含めて、平成16年5月15日から施行する。

附 則
この規則は、平成17年5月21日から施行する。

附 則
この規則は、平成23年5月21日から施行する。

附 則
この規則は、平成24年6月13日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年7月18日から施行する。

様式第1号（規則第2条関係・個人会員用）

印鑑（改印）届

平成 年 月 日

徳島県行政書士会

会長 殿

行政書士登録番号 第 号

住 所

氏 名 ①

次のとおり、徳島県行政書士会会則第11条の規定により届け出ます。

職
印

別記様式の印鑑紙を別紙の厚手の紙を用い、この箇所へ貼付
割印すること。（左端部のみ貼付）

別記様式

印鑑	↑ 1.5cm ↓	←1.5cm→	事務所の所在地
			行政書士
			年 月 日生

様式第1号の2（規則第2条関係・法人会員用）

印鑑（改印）届

平成 年 月 日

徳島県行政書士会

会長 殿

法人の名称

法人番号 第 号

主たる事務所又は従たる事務所の別 主・従

事務所の名称

事務所の所在地

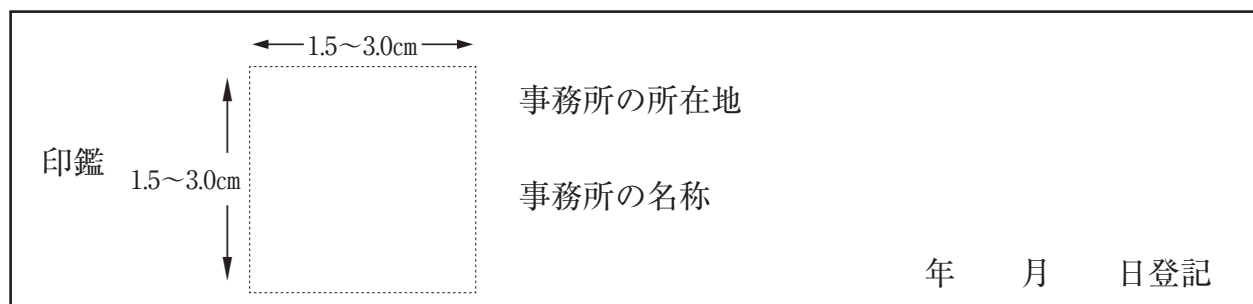
(代表) 社員 ㊞

次のとおり、徳島県行政書士会会則第11条の規定により届け出ます。

職
印

別記様式の印鑑紙を別紙の厚手の紙を用い、この箇所へ貼付
割印すること。(左端部のみ貼付)

別記様式



様式第2号（規則第4条第2項関係）

会員証再交付申請書

平成 年 月 日

徳島県行政書士会

会長 殿

会員番号 第 号

所属支部 支部

※個人会員欄

事務所の所在地

氏 名 ⑩

会員番号 第 号

所属支部 支部

※法人会員欄

事務所の所在地

事務所の名称

(代表)社員 ⑩

次の理由により会員証の再交付を受けたいので、徳島県行政書士会会則施行規則第4条第2項の規定により申請します。

1. 再交付を受ける理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式第3号（規則第4条の2関係・個人会員用）

懲戒処分の届出書

平成 年 月 日

徳島県行政書士会

会長 殿

登録番号 第 号

所属支部 支部

事務所の所在地

氏 名 氏 印

徳島県知事から、下記の懲戒処分を受けましたので、徳島県行政書士会会則施行規則第4条の2の規定により届出をいたします。

処分を受けた日	年 月 日
処 分 の 内 容
処 分 の 理 由

様式第3号の2（規則第4条の2関係・法人会員用）

懲戒処分の届出書

平成 年 月 日

徳島県行政書士会

会長

殿

会員番号 第 号

所属支部 支部

事務所の所在地


事務所の名称

(代表)社員 印

徳島県知事から、下記の懲戒処分を受けましたので、徳島県行政書士会会則施行規則第4条の2の規定により届出をいたします。


処分を受けた日	年 月 日
処分の内容
処分の理由

別紙第 1（規則第 4 条第 1 項関係・個人会員用）

	<h1>会 員 証</h1>		
	写 真 貼 付	氏 名	
生年月日		年 月 日生	
事務所の名称			
事務所の所在地			
登録番号		第 号	
	会員番号	第 号	
発行日	平成 年 月 日	徳島県行政書士会	
有効期限	平成 年 月 日	会長	印

1. 本証は、行政書士として本会に入会した者の身分を証明するものである。
2. 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
3. 本証を紛失又は毀損したときは、再交付の申請をしなければならない。
4. 次の各号の一に該当したときは、本証を本会に返還しなければならない。
 - (イ) 登録を抹消された時。
 - (ロ) 業務を廃止し又は退会した時。
 - (ハ) 徳島県知事により業務の停止又は禁止の処分を受けた時。
5. 本証は、常に携行しなければならない。

別紙第1の2（規則第4条第1項関係・法人会員用）

		<h1 style="font-size: 2em;">会 員 証</h1>	
法人会員番号	第	号	
法人の名称			
主たる・従たる事務所の名称			
事務所の所在地			
法人番号	第	号	
法人成立年月日	平成	年	月 日
上記の行政書士法人は、本会会員であることを証明する。			
	発行日	平成	年 月 日
	徳島県行政書士会 会長		印

1. 本証は、本会に入会した行政書士法人としての身分を証明するものである。
2. 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
3. 本証を紛失又は毀損したときは、再交付の申請をしなければならない。
4. 次の各号の一に該当したときは、本証を本会に返還しなければならない。
 - (イ) 当該事務所の移転又は廃止により、本会の区域内に事務所を有しないこととなり、その旨を登記した時、又は解散した時。
 - (ロ) 都道府県知事から当該事務所に係る業務の停止又は当該行政書士法人の解散の処分を受けた時。